

接客・娯楽業 から

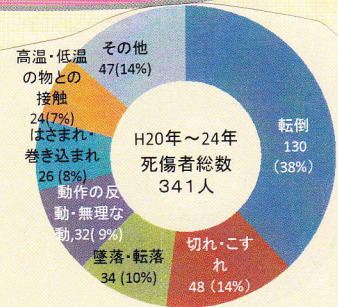
労働災害 をなくしましょう!!



接客・娯楽業で働く人のうち毎年 70 人前後の方が休業 4 日以上労働災害により被災しています。主な内訳は、建物や通路上での転倒災害が約 33%、切れ・こすれによる災害が約 14%、墜落・転落災害が約 10%、動作の反動・無理な動作が約 9%となっています。

規模 29 人以下の事業場において労働災害の約 55%を占めています。

また、50 歳以上の労働者による労働災害が 6 割強を占めています。
(右図参照)



(労働者死傷病報告(休業4日以上)による。)

労働災害を防止するため、以下のことを実施しましょう

転倒災害の防止

- 1 通路は、滑りにくい材質のものにしましょう。
- 2 通路の段差を無くしましょう。
- 3 通路の水漏れはこまめに拭き取りましょう。
- 4 履物は滑りにくく、安定したものを履きましょう。

墜落・転落災害の防止

- 1 高所の床の端には、手すりを設けましょう。
- 2 階段には、手すりや滑り止めを設けましょう。
- 3 踏み台、脚立は安定させて使用しましょう。
- 4 椅子や机を踏み台にするのはやめましょう。

切れ・こすれ災害の防止

- 1 スライサーなどの食品加工機械の清掃は、機械を止めてから行いましょう。
- 2 包丁等を使用する場合は、よそみをせず、集中して作業を行いましょう。
- 3 刃物等を使用する場合は、元の場所へ戻しましょう。

腰痛の防止

- 1 荷はできるだけ体に近づけて持ち上げましょう。
- 2 重い荷物を運ぶときは、無理をせず、複数で運びましょう。
- 3 中腰などの無理な姿勢で長時間作業を行わないようにしましょう。
- 4 作業を行う前に腰痛予防体操を行いましょう。



やけどの防止

- 1 油を使用した調理は、素肌を露出しない服装で行いましょう。
- 2 熱湯が入った鍋等を運ぶ場合は、無理なく出来るか、周りに人がいないか確認してから行いましょう。
- 3 滑って鍋等を落とさないよう、床の清掃を行いましょう。

次の作業では特に高年齢労働者の身体能力に配慮しましょう。

- 1 墜落・転落及び転倒のおそれのある作業。
- 2 重量物の取扱い、急激な動作及び長時間同じ姿勢での作業。
- 3 照明が暗い場所での作業。

もう一度下記労働災害防止対策についてチェックを!!

- ① 安全衛生管理体制の確立
- ② リスクアセスメントの実施の促進
- ③ 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の実施
- ④ 転倒、墜落・転落災害の防止対策の徹底
- ⑤ 雇入れ時、作業内容変更時における安全衛生教育の徹底
- ⑥ 安全衛生担当者の能力向上教育の実施
- ⑦ 職場における腰痛予防対策指針に基づく対策の徹底
- ⑧ 調理、搬送機械等の点検整備の励行
- ⑨ 燃焼器具使用時の換気の徹底による一酸化炭素中毒防止対策の徹底

労働災害発生 のしくみを理解して 労働災害防止対策を実施しましょう!!



企業の管理責任

安全衛生管理上の欠陥

間接的原因

- ①指揮命令権限が不明確
- ②責任体制の不備（機械・設備の管理、点検、運転責任者等）
- ③機械・設備導入時の事前評価の不備
- ④安全衛生パトロール等の不備（未実施、問題点の未指摘等）
- ⑤施工計画・作業計画の不備
- ⑥作業マニュアルの不備
- ⑦作業主任者の未選任・職務の励行の不備
- ⑧安全衛生教育の不備
- ⑨連絡調整、打ち合わせ等の不備

直接的原因

- (1) 機械・設備、原材料等物自体の欠陥
機械の故障、設備不良などをいいます。
- (2) 安全設備等の欠陥
安全力バー、電気設備の絶縁の不良、未設置などをいいます。
- (3) 作業場所、物の置き方等の欠陥
安全通路が確保されていない、機械等の配置の欠陥、物の置き方、積み方などの欠陥をいいます。
- (4) 保護具・服装等の欠陥
保護具・服装、履物等を指定していない、手袋の使用を禁止していないことなどをいいます。
- (5) 作業環境の欠陥
換気設備、照明設備などの欠陥をいいます。
- (6) 自然環境、外的要因による欠陥
自動車等の飛び込み、大雨による洪水、強風などを要因とする欠陥をいいます。
- (7) 作業方法の欠陥
不適切な機械、工具等の使用、作業手順の誤りなどをいい、管理監督者の教育、指導、命令、指示が悪いためなど、主として管理上の欠陥に基づき、作業者の作業方法に欠陥がある状況をいいます。
- (8) その他及び分類不能

不安全・不衛生な状態

物的原因

人的原因

不安全・不衛生な行動

直接的原因

- (9) 安全装置等を取り外す
安全装置を取り外したり、調整を誤ることをいいます。
- (10) 安全措置等の不履行
機械等を无意中に動かす、合図をせずに機械や物を動かす、物を放すことをいいます。
- (11) 不安全・不衛生な状態の放置
機械・装置等を運転したままその場を離れたり、機械・装置、工具、材料等を不安全または不衛生な状態で放置することをいいます。
- (12) 危険または有害な状態を作る
荷などの積み過ぎ、危険な物を混ぜ合わせることをいいます。
- (13) 機械等の指定外の使用
欠陥のある機械・装置、工具、用具を用いたり、指定以外の方法で使用することをいいます。
- (14) 運転中の機械・装置等の掃除、修理等
運転中の機械・装置、通電中の電気装置、危険物が入っている物の掃除、注油、修理、点検を行うことをいいます。
- (15) 保護具・服装の欠陥
保護具を使用しない、不安全な服装をすることなどをいいます。
- (16) その他の危険有害場所への接近
つり荷の下に入る、不安全な場所に近づくことなどをいいます。
- (17) その他の不安全・不衛生な行動
荷の中抜き、物を投げ渡す、不用意に走ることなどをいいます。
- (18) 運転の失敗
スピードの出し過ぎ等による運転ミスを行います。
- (19) 誤った動作
荷の持ち過ぎ、物の支え方の誤り、上り方、下り方の誤りなどをいいます。
- (20) その他及び分類不能

起因物

物（環境を含む）

加害物

人（第三者を含む）

接触

災害の発生

